

社会保障統計の体系整備の考え方について

福祉・社会保障（介護・健康・医療）分野

統計委員会基本計画部会第 3WG

2008 年 2 月 26 日（火）

加藤久和（明治大学）

1. 福祉・社会保障分野の位置づけ

1.1 はじめに

- 福祉・社会保障、及び介護・健康・医療関連分野は、その内容・制度・実施機関が多様かつ多岐にわたることから、これらの統計の体系やそのあり方を考えるには、当該分野の定義や範囲を示すことから始める必要がある。
- 社会保障の機能面を考慮すると、所得再分配や少子化対策、教育政策、住宅政策とも密接な関連を有する。
- したがって当該分野の統計のあり方を考える場合には、社会保障制度の定義・範囲を整理し、その諸制度等に含まれる、あるいは関連する統計・行政記録などを広く含める必要がある。

1.2 福祉・社会保障分野の定義と範囲

- 「社会保障」が持つ意味・範囲は、従来掲げられていた社会保障制度審議会による定義・範囲（参考資料 p.2）から、近年ではより広い概念として把握されるようになった。
→公衆衛生、環境衛生、雇用政策、住宅政策等も社会保障に包含される。
- そのため、他分野との積極的な関連が必要になり、従来のような狭い範囲だけでは「社会保障」の全貌を把握することが難しくなった。

（例 1）格差問題

格差問題を議論する場合、所得・消費・資産といったさまざまな側面における再分配の指標が必要になる。またライフサイクルにおける視点も重要であり、現役時の雇用所得のみならず、引退時の年金所得あるいは資産収入などを総合的に把握する必要がある。

（例 2）ワークライフ・バランス

ワークライフ・バランスの実現には、雇用政策のみならず、児童手当（社会手当）、少子化対策、育児・介護制度、男女共同参画社会の実現等のさまざまな分野の支援を必要とするものである。

- 地方分権・地方自治のウエイトが高まるにつれ、地域別統計の必要性も高まっている。従来の福祉・社会保障分野の統計では全国集計が主であり、地域別集計が十分に行われているとは言いがたい。

（例）医療保険と地域別統計

今後、国民健康保険、政府管掌健康保険の保険者が都道府県になり、県別の財政運営が問われるようになれば、医療・医療保険に関する地域別統計の必要性・重要性はますます高まると考えられる。

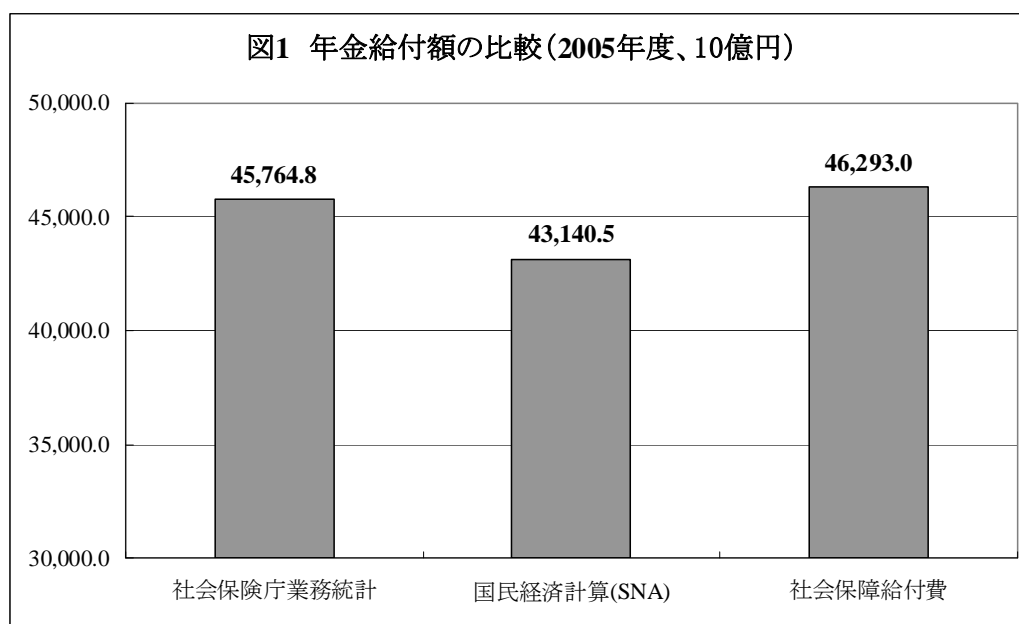
2. 福祉・社会保障分野における主要統計について

2.1 主要統計について

- 福祉・社会保障分野の主要統計については別添参考資料に整理してある。しかしながら、社会保障全般を包括的に示す統計がなく、主に、行政記録をもとに制度ごとの対象者数・給付額等を把握することが主として行われている。
- 社会保障全般を示す統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が毎年公表している「社会保障給付費」、内閣府による「国民経済計算年報」（一般政府からの移転）が存在するが、しかし統計の範囲や定義などが異なり、使い勝手がいいとは言えない。なお、1999年度までは社会保障制度審議会事務局が「社会保障関係総費用」を推計し、三つの異なる社会保障給付額が並存していた。
- 以上の点からも、社会保障全般を示す総合的な統計体系が必要である。

2.2 各分野の主要統計について

- 社会保険（年金、医療・老人保健制度、雇用・労災保険、介護）、生活保護、社会福祉、その他、の分類ごとに整理したものが参考資料にある。
- （2.1とも関連するが）同様な統計間に整合性の課題がある（図1参照）。



3. 福祉・社会保障分野の統計のあり方について

3.1 所得再分配としての福祉・社会保障分野

- 福祉・社会保障は所得再分配の手段であり、現物給付・現金給付にかかわらず、個人の所得・消費・資産の状況の変更を求めるものである。制度別の統計、特に行政記録については制度そのものの動向を示すことが目的となるが、しかし格差問題への関心などを踏まえると所得再分配の状況を映し出す統計がさらに重要になると考えられる。具体的には、国民生活基礎調査や所得再分配調査などの拡充が必要であると考えられる。

- 制度面をマクロの視点から記述する行政記録と、分配面の動向をミクロから把握する標本調査の二面立てで、当該分野の統計の充実を図る必要があると考える。
- なお、将来的に社会保障番号あるいは納税者番号制度が実現すれば、個人・家計の所得再分配動向とリンクした統計体系も必要になるであろう。

3.2 総合的な社会保障統計の必要性

- 以上を踏まえ、総合的な社会保障統計の体系が持つべき内容として、以下のようなものが考えられる。
 - ①（ワークライフ・バランス、格差問題、少子化対策などの）新たな福祉・社会保障の定義・範囲をカバーしていること
 - ②経済統計（SNA等）や人口統計と整合的であること
 - ③（地方分権などのトレンドとともに）地域別の統計が十分に活用可能なこと
 - ④行政記録のみならず、標本調査などを含めて対象者のミクロ的側面も把握できること
 - ⑤分配面を詳述するため、租税統計等ともリンクし、かつ将来の社会保障番号・納税者番号制度からの情報も利用可能なものであること
- 以上に加えて、
- ⑥国際比較が可能であること
 - ⑦時系列・クロスセクションにおいて（過去の統計との）継続性が担保されていることもまた重要であると考え。

以上

社会保障統計の体系整備の考え方について（参考資料）

1. 社会保障（福祉・医療等）の定義・範囲

1.1 社会保障の定義

(1) 社会保障制度審議会勧告（1950年）

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう。」

⇒①社会保険、社会扶助、②社会扶助（生活保護等）、③公衆衛生及び社会福祉

***介護、福祉は社会保障に含まれる概念**

(2) 社会保障将来像委員会（社会保障制度審議会）第一次報告（1993年）

社会保障とは、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」と定義。

***公衆衛生、環境衛生、雇用政策、住宅政策等も社会保障に包含**

1) 社会保障(給付)
国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの。 (具体的には、社会保険または社会扶助の形態により、所得保障、医療及び社会福祉などの給付を行うもの。)
2) 社会保障の基盤を形作る制度
・医療や福祉についての資格制度、人材の確保、施設の整備、各種の規制等 ・公衆衛生、環境衛生、公害防止等 ※これらは、「給付」を社会保障の要件としなければ、社会保障としてとらえ得るものであり、1)と2)を併せて「広義の社会保障」と呼ぶこともできる。
3) 社会保障と類似の機能を果たす制度
生活に関わる税制上の控除（公的年金等控除、障害者控除など）
4) 社会保障が機能するための前提となる制度
雇用政策一般及び住宅政策一般 ※なお、雇用や住宅に関する施策のうち、失業者、高齢者、障害者等に対する生活保障のための施策は、社会保障制度を構成するものとして積極的に位置づけていく必要がある。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局監修「安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」

(3) 社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築に関する勧告」（1995年）

憲法第25条の考え方である「最低限度の生活の保障」から、「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」が新たな理念であり、その背景には「国民の自立と社会連帯」が社会保障制度の基盤となることを強調。

***従来より広い範囲を社会保障として包含**

1.2 社会保障の範囲

(1) 社会保障制度審議会（社会保障統計年報、旧総理府による整理）

- ・ 社会保険、児童手当及び老人保健制度…医療保険、年金保険、業務災害補償、雇用保険、児童手当、老人保健、介護保険
- ・ 老人福祉、身体障害者福祉、障害児（者）福祉、精神障害者福祉、
- ・ 社会（家族）手当
- ・ 生活保護制度

表 わが国の社会保障制度（社会保障制度審議会による分類）

広義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
	公的扶助	生活保護
	社会福祉	身体障害者、知的障害者、老人、児童、母子等に対する福祉等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、ハンセン病、麻薬、感染症対策、上下水道、廃棄物処理等
	老人保健	老人医療等
	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等

(2) 厚生白書（1999年版）による整理

- ・ 保健・医療…健康づくり・健診、医療保険、老人保健、退職者医療制度等、（介護）
- ・ 社会福祉等…児童、母子・寡婦、老人、障害者（児）、知的障害者、精神保健福祉
- ・ 所得保障…年金保険、生活保護
- ・ 労災・雇用…労災保険、雇用保険
- ・ 公衆衛生

（参考）諸外国における社会保障概念について

① イギリス

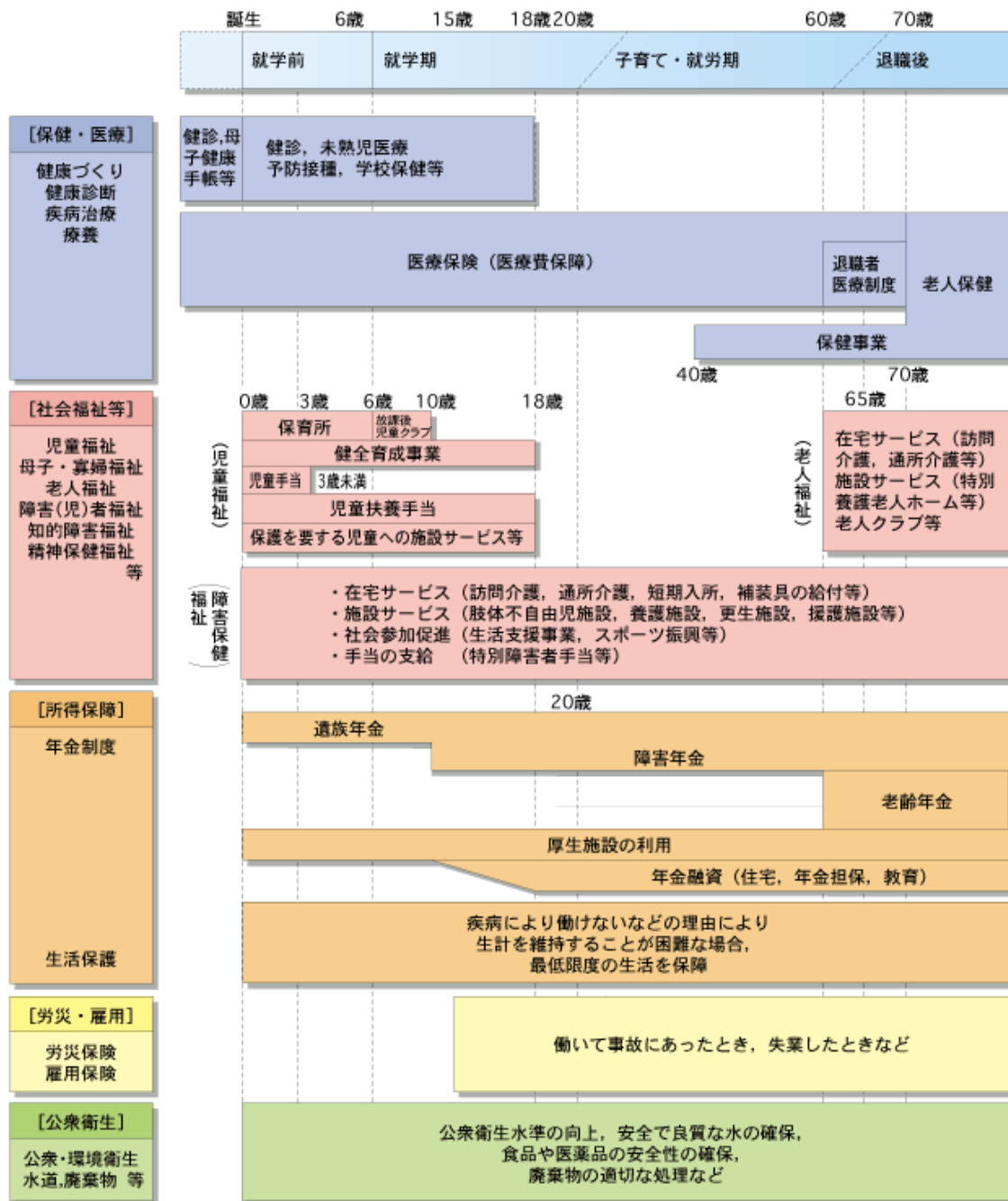
イギリスにおける Social Security は、一般に所得保障を指す。所得保障は年金や児童手当などである。なお、所得保障に加え、NHS（国民保健サービス）や福祉サービス、住宅政策や教育等の公的支出を含む、社会政策（Social Policy）という概念がある。

② アメリカ

アメリカで社会保障（Social Security）といえば一般的に年金等の所得保障を指す。

③ フランス

フランスの社会保障は概ね社会保険（疾病保険や老齢保障等）を意味する。社会保険に加え、社会扶助や社会福祉事業などをまとめたものとして、社会的保護がある。



出所：厚生省『厚生白書』（1999年）

④ ドイツ

ドイツの社会保障の概念は日本に近く、社会保険、戦争犠牲者援護等の社会補償、社会扶助や就学援助等が含まれる。但し、社会福祉という用語は一般に使用されていない。

2. 社会保障関連統計の現状

おおむね旧社会保障制度審議会の分類に従って社会保障の定義・範囲を定め、これに関

する統計等を整理する。

2.1 社会保障全般

① 社会保障給付費

管轄：国立社会保障・人口問題研究所（加工統計）

概要：ILO（国際労働機関）の定めた社会保障の基準に基づいて、毎年の社会保障給付費を推計。ILOの基準にしたがうため、(1)高齢、(2)遺族、(3)障害、(4)労働災害、(5)保健医療、(6)家族、(7)失業、(8)住宅、(9)生活保護その他、の機能別分類が中心であるが、制度別分類として旧社会保障制度審議会の分類等にも対応している。一般には、年金、医療、福祉その他、の三分野に集約されることが多い。

媒体：社会保障給付費（各年版）

備考：社会保障給付を把握する最も一般的な行政記録。ただし、制度別分類はその詳細内容まで公表されていないため、使い勝手がいいとは言えない。その一方、機能別集計では、高齢者関係給付費等の推計も行われており有用である。なお、ILO基準にしたがっているものの、諸外国では同じ基準の統計が公表されていないため近年の国際比較ができない。そのため、国際比較にはOECDの社会支出（後述）が使用される。

（参考）社会保障関係総費用

過去において、総理府社会保障制度審議会事務局が作成（加工統計）。一般会計、特別会計等の情報を用いて作成。旧社会保障制度審議会の社会保障制度区分にしたがい、給付費、施設運営費、事務費を含めて算出していた。

② 国民経済計算（SNA）

管轄：内閣府国民経済計算部（加工統計）

概要：国民経済計算体系（93SNA）にしたがって、社会保障給付（付表9「一般政府から家計への移転明細表（社会保障関係）」）と負担（付表10「社会保障負担の明細表」）によって他の経済活動と整合的に把握されている。なお、付表9、10を整理することにより旧社会保障制度審議会で示された社会保険等の区分を再現することも可能。

媒体：国民経済計算年報

備考：社会保障財政等の推計や試算では「社会保障給付費」と併せて使用されている。

但し、対象範囲が異なるので、両者には異同がある。

参考：2005年度の社会保障給付

「社会保障給付費」87.9兆円、「SNA」77.6兆円

③ その他（参考）

本WGでは直接検討の対象とはならないものの、社会保障全般を捉える際にしばしば使用される統計等を挙げておく。

・ OECD, “Social Expenditure Database”

社会保障関連の国際比較で最も一般的に使用される統計。ILO基準に比べて対象範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

・ 一般会計（社会保障等）

一般会計のうち「社会保障関係費」、あるいは特別会計における厚生保険、国民年金、労働保険等

2.2 社会保険

社会保険に関する総合的な統計は上記の「社会保障給付費」、「国民経済計算」などの他、社会保険庁の「事業年報」がある。但し、社会保険庁「事業年報」は社会保険を網羅的に扱ったものではなく、政府管掌健康保険、国民年金、厚生年金を中心としたものである。

2.2.1 年金保険

公的年金制度は主として国民年金（基礎年金を含む）、厚生年金、共済組合からなり、それぞれの統計情報は必ずしも一元的に把握できるとは限らない。とりわけ共済組合については、各共済組合で長期経理として計数が公表されている。なお、厚生年金基金、国民年金基金、あるいは個人型確定拠出年金などは（行政機関等が主体ではないので）範囲外としている。

(1) 制度全般

①社会保険庁「事業年報」

概要：行政記録。国民年金、厚生年金に関する最も基本的な統計。公的年金被保険者数、各年金制度被保険者数、老齢その他各種年金の受給（権）者数、給付額等の詳細な統計が報告されている。しかしながら、a)社会保障関係総費用や SNA 等との対象の違い、b)共済組合などの対象外の制度が含まれない、といった点もある。各年金勘定（特別会計ベース）に関する統計情報も含まれる。

備考：年金制度等の全貌を把握するためには不可欠な情報源。ただし、統計表の内容等は非常に複雑で、読み込むのには経験が必要。

②国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

「2.1 社会保障全般」参照。公的年金制度全般での把握は可能だが、個別制度の数値は公表されていない。

③内閣府「国民経済計算」

「2.1 社会保障全般」参照。共済組合（長期経理）の統計も公表され、経済活動と整合的に整理されている。

(2) 標本調査

①厚生労働省「年金制度基礎調査」

年金受給者を対象に、年金制度運営のための基礎資料の収集。目的は、「年金受給者について、日常生活、就業状況、世帯の状況等を調査することにより、受給者の実態を把握する」ことである。

調査実施ごとにさまざまな対象を調査している。例えば、平成 18 年、17 年は「老齢年金受給者」、16 年は「国民年金遺族年金受給者」、13 年は「厚生年金保険遺族厚生年金受給者」などである。平成 18 年の「老齢年金受給者実態調査」では、老齢年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を調べている。回収は 12,153 件。

②社会保険庁「公的年金加入状況等調査」

全国の 15 歳以上の世帯員を対象に、「公的年金加入状況及び年金の受給権の有無等を世帯員個々について調査」するもの。3 年周期で行い、最近時の調査は 2004 年実施で 2007 年に概要が公表されている。公的年金の加入状況に加え、地域別概要や未加入者の実態調査などを行っている。

（参考）国民年金の加入・納付状況については、社会保険庁が行政記録として毎年公表を

行っている。

③社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」

国民年金第1号被保険者を対象に、保険料納付者、保険料未納者、保険料申請免除者及び学生納付特例者ごとにその実態を調査。最近時では平成17年度に実施されたが、結果は現在まで未公表。

2.2.2 医療保険と老人保健

医療保険制度は主として健康保険（政府管掌健康保険、組合健康保険）と国民健康保険からなり、また75歳以上の高齢者を対象とした老人保健制度が医療保険を補完している、なお、老人保健制度については平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始される。

(1) 制度全般

①社会保険庁「事業年報」

概要：社会保険庁が保険者となっている政府管掌健康保険（及び船員保険）の被保険者、給付費等の計数を公表している。ただし、組合健康保険、共済組合及び国民健康保険等は対象外。

備考：組合健康保険については「健康保険組合連合会」、国民健康保険については「国民健康保険中央会」などが制度全般の統計を公表している。これらの主体は「行政機関等」に含まれない一方、公的医療保険制度を担っているという課題がある。

②国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

「2.1 社会保障全般」参照。医療保険制度全般での把握は可能だが、個別制度の数値は公表されていない。

③内閣府「国民経済計算」

「2.1 社会保障全般」参照。共済組合（短期経理）の統計も公表され、経済活動と整合的に整理されている。

④厚生労働省「国民健康保険事業報告」

行政記録。「全国の保険者の国保事業運営実績を把握し、制度の改善、予算の編成、国庫補助金の交付など、制度の健全な運営のため広く活用するための基礎資料を得ることを目的とする。」

国民健康保険に対するもっとも基礎的な統計資料である。

⑤厚生労働省「老人医療事業報告」

行政記録。「老人保健事業のうち老人医療事業について状況を把握し、老人保健制度の健全な運営をはかるための基礎資料とする。」

老人医療費など、老人保健制度に関するもっとも基礎的な統計資料である。

(2) 標本調査

①厚生労働省「健康保険被保険者実態調査」

毎年実施し、政府管掌健康保険及び組管掌健康保険の被保険者を対象に、「年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査する。」

②厚生労働省「国民健康保険医療給付実態調査」

毎年5月に実施する標本調査であり、国民健康保険の被保険者を対象に、「医療給付及

び老人保健法による医療給付の状況を把握して、疾病及び薬剤の種類等の状況を明らかにする。」年齢別の医療給付費等の構造などに関する情報を提供している。

③厚生労働省「国民健康保険診療施設年報」

毎年実施し、国民健康保険の保険者（市町村）を対象に、経理状況などの把握を行う。

(3) 医療と医療費に関する統計

医療保険制度と密接に関連するものの「福祉・社会保障」という分類外になると考えられる諸統計。

①厚生労働省「国民医療費」

加工統計。医療費に関するもっとも基本的な統計で、毎年作成される。その年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したもの。傷病の治療費等に範囲を限定しているため、妊娠・分娩費、健康診断・予防接種等の費用などは対象外。

制度別には公費負担、医療保険等給付、老人保健給付、患者負担に分類され、また診療種類別には一般診療医療費（入院、入院外）、歯科診療医療費などに分類される。

②中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査」

医療機関等調査と保険者調査がある。医療機関等調査は社会保険による診療を行っている病院、一般診療所、歯科診療所、薬局などの経営実態を、また保険者調査では医療保険の保険者の財政状況を把握する目的で行われている。

③厚生労働省「社会医療診療行為別調査」

「政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び国民健康保険における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにする」調査。毎年実施。

④その他

厚生労働省「医療施設調査」、「病院報告」、「患者調査」などがある。

2.2.3 雇用保険・労働災害保険

①厚生労働省「雇用保険事業年報」

行政記録。雇用保険に関する最も基本的な情報源であり、雇用保険適用事業所数、被保険者数、受給者数、給付額といった基礎データが提供されている。

②厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」

行政記録。労災保険に関する適用事業所数、給付額、受給者数、死亡・障害労働者数等のデータが提供されている。

③その他

雇用保険、労災保険に関連する統計としては、以下のようなものもある。

- ・総務省「労働力調査」…標本調査、完全失業者数・率等の統計
- ・厚生労働省「労働災害動向調査」…標本調査、労働災害の発生状況の把握
- ・厚生労働省「労働災害発生状況」…行政記録、死傷災害発生状況などの把握

2.2.4 介護保険

①厚生労働省「介護保険事業状況報告」（年報）

行政記録。介護保険に関するもっとも基礎的なデータを提供するもの。要介護・要支援

認定者数、被保険者数（第一号）、保険給付（介護給付・予防給付）等が掲載され、都道府県別にも把握可能。介護保険特別会計ともリンクした統計。

②厚生労働省「介護給付費実態調査」

届出統計。介護サービス給付費の状況などを把握し、介護保険制度に必要な基礎資料を得ることが目的。各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書等を集計対象として、受給者数、サービス内容、要介護等の状態区分の変化などを調査。

③厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

届出統計。全国の介護保険施設、居宅サービス事業所などを対象に、事業所数、在所者数、介護サービス従事者の状況などをまとめたもの。

④厚生労働省「介護事業経営実態調査」

標本調査。介護サービスに関する費用等の実態の調査。

2.3 生活保護

①厚生労働省「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

行政記録。生活保護のみならず、社会福祉全般にわたる実態を把握するための基礎統計を提供する。生活保護に関しては、被保護世帯数、被保護実人員数、保護開始理由といったデータが公表され、生活保護の動向を知るためには不可欠な統計。

②厚生労働省「被保護者全国一斉調査」

届出統計。全数調査と標本調査がある。全数調査では被保護世帯の世帯類型や保護期間などを、個別調査では保護世帯の業態などの統計を提供している。

③厚生労働省「社会保障生計調査」

承認統計、標本調査。被保護世帯などの低所得家計を対象に、実収入や消費支出の状況などを世帯類型別などで提供している。

④厚生労働省「医療扶助実態調査」

届出統計、標本調査。生活保護法による医療扶助受給者の診療内容などを把握するための統計調査。入院・入院外、診療件数、受診者の属性等を把握。

*参考

生活保護に関する統計については、国立社会保障・人口問題研究所がHP上で、『「生活保護」に関する公的統計データ一覧』として、上記統計の要約版を掲載している。

2.4 社会福祉

①厚生労働省「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

行政記録。生活保護、身体障害者福祉、特別児童扶養手当、知的障害者福祉、老人福祉、児童福祉、母子保健、児童扶養手当などに関する基礎的統計の提供。身体障害者福祉では身体障害者手帳交付台帳登録数、老人福祉では老人ホームの種類別施設数・定員、児童福祉では保育所の施設数・定員・在籍人員などの統計が得られる。社会福祉に関するもっとも基礎的な統計。

②厚生労働省「社会福祉施設等調査」

全数調査。社会福祉施設（89種類）や障害福祉サービス事業所の数、在所者、従事者の状況等を把握するために実施されている。保育所や児童福祉施設などについても調査を行

っている。

③厚生労働省「児童手当事業年報」

児童手当に関する受給者数、対象児童数、給付額などの基礎統計を提供。

④その他

- ・厚生労働省「身体障害児・者等実態調査」…身体障害児・者の障害の種類・程度・原因等の統計データ
- ・厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」…保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取り組みなどを整理。
- ・厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」…児童福祉法に基づいて里親に出されている児童や児童養護施設の児童などに関する状況の把握。
- ・厚生労働省「全国母子世帯等調査」…母子世帯等の生活実態の把握。

2.5 その他（広義の社会保障）

①恩給

総務省人事・恩給局による年金恩給受給者数等の統計。

②戦争犠牲者援護

厚生労働省社会・援護局による戦傷病者特別援護法による療養の給付等の統計、及び健康局による原爆被爆者対策状況の統計など。

③公衆衛生等

厚生労働省による「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」など。

2.2.9 所得分配他

福祉・（介護）・社会保障と密接に関連している統計として、以下のようなものがある。

①厚生労働省「所得再分配調査」

標本調査（国民生活基礎調査の単位区を利用）。社会保障制度及び租税制度が所得再分配に及ぼす効果を測定するために行われる調査であり、おおむね3年に1回実施されている。当初所得、再分配所得等及びジニ係数の算定などによって所得再分配の実態を示し、当該分野において重要な役割を担っている。

②厚生労働省「国民生活基礎調査」

標本調査。国民生活基礎調査は3年ごとに大規模調査、中間年には小規模な調査が実施されている。保健、医療、福祉、年金など国民生活の基礎的データを得るために実施されている。世帯数と世帯人員数の状況（世帯構造、世帯類型等）、各種世帯の所得等の状況（年次別、五分位階級別、世帯主の年齢階級別など）が提供されている。

③厚生労働省「社会保障制度企画調査」

標本調査（国民生活基礎調査の単位区を利用）。社会保障制度の給付や負担、制度のあり方に関する国民の意識を把握するための調査。3年に2回程度実施され、各回異なるテーマが設定される。平成16年は「社会保障を支える世代に関する実態調査」、15年は「社会保障に関する公私機能分担調査」、13年は「家族と地域の支え合いに関する調査」などであった。

以上